三　国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3　館長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための館の内部における利用を特定の部署に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第九条　館長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章　個人情報ファイル

第十条　館長は、館が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

一　個人情報ファイルの名称

二　個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三　個人情報ファイルの利用目的

四　個人情報ファイルに記録される項目（次項第五号及び第三項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第五号において「記録範囲」という。）

五　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法

六　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七　記録情報を館以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八　その他館長が特に必要と認める事項

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルには適用しない。

一　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十五条第一号から第三号までに掲げる職務に係る個人情報ファイルその他の立法及び立法等に関する調査に係る個人情報ファイル

二　図書館資料の書誌情報に係る個人情報ファイル（人名を標目とする典拠データに係る個人情報ファイルを除く。）

三　館の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（館が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

六　一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九　本人の数が館長が別に定める数に満たない個人情報ファイル

十　前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして館長が別に定める個人情報ファイル

3　第一項の規定にかかわらず、館長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章　開示、訂正及び利用停止

（保有個人情報の開示）

第十一条　館長は、本人から、当該本人に関する保有個人情報（事務文書（国立国会図書館事務文書開示規則第二条に規定する事務文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。以下同じ。）の開示の申出があった場合には、当該開示の申出をした者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、当該保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときは、この限りでない。

一　法令に別段の定めがある情報

二　行政機関個人情報保護法第十四条各号に掲げる情報に相当する情報（立法及び立法等に関する調査に係る事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを含む。）

三　会派又は議員の活動に関する情報であって、開示することにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのある情報

2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）から本人に代わって保有個人情報の開示の申出があった場合も、前項と同様とする。

3　保有個人情報の開示の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

一　開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所

二　開示の申出に係る保有個人情報が記録されている事務文書の名称その他の開示の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

4　第一項又は第二項の開示の申出があった場合には、館長は、開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、別に定めるところにより、開示の申出に係る保有個人情報の本人であること（同項の開示の申出があった場合にあっては、開示の申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

5　館長は、開示の申出をしようとする者が保有個人情報の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（部分開示）

第十二条　館長は、開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2　開示の申出に係る保有個人情報に行政機関個人情報保護法第十四条第二号の情報に相当するもの（開示申出者（前条第二項の開示の申出があった場合にあっては、当該開示の申出に係る保有個人情報の本人。以下この項及び第十六条第一項において同じ。）以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものに含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。